



# 東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科  
医師が共同して保険  
診療を充実させよう

## 東京歯科 歯科開業医会員 年間増加数 2年連続トップ表彰



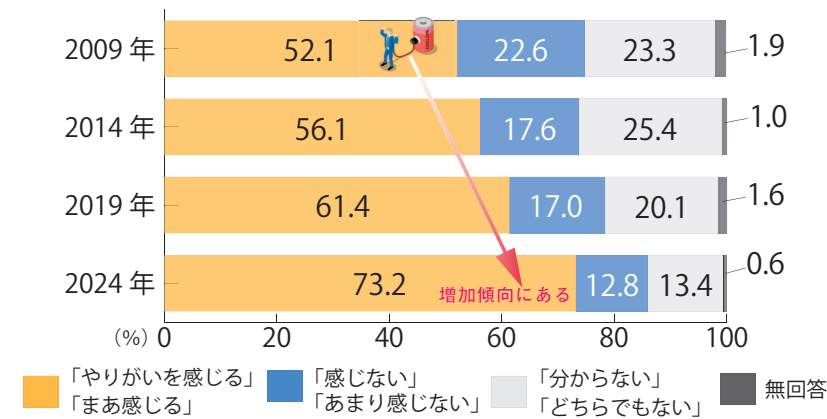
(左から) 竹田智雄会長(保団連)、坪田有史会長

24~25年度第2回保団連代議員会  
全国保険医団体連合会(以下、保団連)は1月26日、2024~25年度第2回代議員会を開催した(詳細2面)。加盟団体表彰では、歯科開業医会員年間増加数で当協会が全国1位に輝き、保団連の竹田智雄会長から表彰を受けた。2年連続トップでの受賞となり、当協会の坪田有史会長が表彰状を受け取った。  
なお、同増加数は当協会以下、岡山県保険医協会、兵庫県保険医協会が上位に続いた。

## 会員の意識と実態調査

# 7割が「歯科医師にやりがい」

## 図 歯科医師にやりがいを感じているか



歯科医師という仕事にやりがいを感じているかについては、図の通り「やりがいを感じる」「まあ感じる」と回答した人は73.2%であった。経年で見ると、2009年(52.1%)、14年(56.1%)、19年(61.4%)と毎年増加しており、今回は前回より11.8ポイント増加した。男女別で見ると、男性は「まあ感じる」(38.9%)が最も多く、次いで「やりがいを感じる」(32%)。また、開業年数別で見ると、「やりがいを感じる」は「開業4年以下」(54.2%)が最も多く、その一方で「開業20年~24年」(24.9%)が最も低かった(詳細3面)。

協会は、昨年10月1日から同31日まで「会員の意識と実態調査」を実施し、1千688名の会員(27.5%)から回答が得られた。全体を「属性」「診療所の体制」「診療所の経営」「歯科医師の展望」「診療報酬・保険請求」「歯科医師の資格」「患者トラブル」「現在の協会活動」「今後の協会活動」の9種類のカテゴリに分類し、計117問により調査。今号では一部を抜粋して紹介する。

## 表 4月以降の点数引き上げ

項目	現行	改定
歯科衛生実地指導料	10点	12点(+2点)
口腔機能指導加算		
歯科技工士連携加算1 (印象採得)	50点	60点(+10点)
歯科技工士連携加算2 (印象採得)	70点	80点(+10点)

1月29日に行われた中央社会保険医療協議会(中医協)総会に「中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定」として、歯科に関連する歯科技工士や歯科技工士のタスクシフト・手間の評価が答申された。その中で歯科関連については、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、歯科技工士連携加算がそれぞれ4月から引き上げられる(表参照)。今回答申されたのは、①入院時の食費の基準の見直し、②歯科技工士や歯科技工士のタスクシフト、手間の評価の見直し、③長期収載品の選定療養化や医薬品供給不安に伴う服薬指導の評価の見直し、④3項目。特に②では、高齢化の進展などにより歯科診療のニーズが増加している中、歯科診療所などで、より専門的な業務を行う歯科衛生士、歯科技工士を確保し、限られた人材で歯科診療を効率的に提供する観点から、歯科技工士、歯科技工

工士のタスクシフト、手間の評価の見直し、③長期収載品の選定療養化や医薬品供給不安に伴う服薬指導の評価の見直し、④3項目。特に②では、高齢化の進展などにより歯科診療のニーズが増加している中、歯科診療所などで、より専門的な業務を行う歯科衛生士、歯科技工士を確保し、限られた人材で歯科診療を効率的に提供する観点から、歯科技工士、歯科技工

歯科用貴金属の随時改定が3月から実施される。金銀パラジウム合金などの告示価格は1gあたり3千10円から3千200円に、30gあたりでは9万300円から9万6千900円に引き上げられる。

## 3月から引き上げへ 歯科用貴金属の随時改定

士業務に関わる評価の見直しは盛り込まれている。昨年12月25日の大臣折衝を踏まえ、緊急的に対応すべきものとして「地域での算を講ずる」とされた。

## 診療報酬 期中改定 4月実施へ

News View	
生産性向上・職場環境改善を目指す 一診療所当たり18万円を給付へ	2
協会の要望が反映・実現 歯科薬剤の安定供給を指示	
2024年度会員の意識と実態調査	3
2024年分確定申告のポイント	4
教えて!会長!! Vol.91 期中の診療報酬改定	5
"施設基準のための講習会"ほか… 研究会・行事ご案内	6
A L S患者追う映画「杏かなる」 「これは当事者だけの問題でしょうか…」	7
保険証 新規発行終了に意見	
都内歯科診療所 厳しい経営明らかに	8

まもなく国会へ署名提出  
**お手元に残っていませんか?**  
「現行の健康保険証を残してください」 請願署名がまだお手元にある方は、ぜひ協会までご返送ください。返信用封筒が必要な場合は、協会運動本部までお問い合わせください。  
☎03-3205-2999

### 東京歯科保険医協会 第53回定期総会 日程のご案内

第53回定期総会を下記の通り開催することが決まりましたのでお知らせします。詳細は随時、本紙や協会ホームページでお伝えしますので、ご案内までお待ちください。

**開催日時**  
2025年6月15日(日)

**開催場所**  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
(住所: 新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル)

◆記念講演には、東京新聞記者の長久保宏美氏が登壇し、「マイナ保険証と保険証廃止—担当記者の2年間」(仮)をテーマにご講演いただく予定です。  
※その他、詳細は追ってご案内します。

### 発行所 東京歯科保険医協会

〒169-0075  
東京都新宿区高田馬場1-29-8  
いちご高田馬場ビル6階  
電話 03(3205)2999  
振替口座 00180-0-118231  
購読料 年6,000円  
(会員の購読料は会費に含まれています)

### 探針

正月にテレビドラマを見ていたら「今は悪いニュースばかりが流れている。良いニュースを増やしたい。良いニュースを増やす努力をしていけば、幸せな社会になるのではないか」という趣旨のセリフがあった。そういえば、自分は最近、マイナ保険証、レセプトオンライン請求義務化などの医療DXの進め方をはじめ何かと政府の政策に異議を唱えたり、社会の動向や事象への不満を口にしたり、そんな毎日だなあと思っていた。そこで、積極的に身の回りの良い話や些細な感動を探し、それをSNSで発信しようと思った。しかし、これを書いている2月15日、まだ発信は3件のみ。どうしたものだろうか。私の眼が曇っているのか、心がずさんでいるのか、生活にゆとりがないのか。あるいは便利な生活に慣れ、ちよつとやそつとのことでは感動しなくなってしまうのか。▼ポジティブ思考って結構難しいものだな、と思う年の初めである。皆様にとっても感動に溢れる素敵な1年でありますように。(K)



### 重要懸案 オンライン請求猶予届出を巡り

## 厚労省が再提出方法示す

会員から「オンライン請求の猶予届出が不受理となった」との問い合わせが多数寄せられている。全国の保険医協会・医会からも同様の状況が報告されているため、全国保険医団体連合会

厚労省はオンライン資格確認の体制整備の機会に乘じて、医療機関の請求方法を「2024年9月末までに原則オンライン請求に移行」とし、光ディスクなど(以下、電子媒体)で請求する医療機関については「猶予届出書兼オンライン

厚労省はオンライン資格確認の体制整備の機会に乘じて、医療機関の請求方法を「2024年9月末までに原則オンライン請求に移行」とし、光ディスクなど(以下、電子媒体)で請求する医療機関については「猶予届出書兼オンライン

## 厚生労働省が通知 歯科薬剤の安定供給を指示 協会の要望が反映・実現

厚生労働省は1月6日、医政局医薬産業振興・医療情報企画課からの事務連絡「歯科診療所等への医療用医薬品の安定供給について(協力依頼)」を関係機関宛に通知した。

これは、スポンゼルの限定出荷が長期に渡り代替品との価格差が大きいこと、および麻酔剤や抗菌薬、解熱鎮痛剤などが入手困難な状況であることから、2024年9月に協会が厚労省に改善を要望した。その際に、「医薬品の安定的な供給については、医薬産業振興・医療情報企画課にも情報共有しながら対応していきたい」との回答を受けていた。その後、千葉県保険医協会と全国保険医団体連合会も改善を要求。その結果として、今回の事務連絡が通知されたものである。

その中では、歯科診療所では、「歯科治療に用いる医療用医薬品の内、特に解熱鎮痛剤、抗菌薬、麻酔剤(以下、解熱鎮痛剤等)の入手が困難な状況が続いており」と現状分析し、さら

宛に通知した。これは、スポンゼルの限定出荷が長期に渡り代替品との価格差が大きいこと、および麻酔剤や抗菌薬、解熱鎮痛剤などが入手困難な状況であることから、2024年9月に協会が厚労省に改善を要望した。その際に、「医薬品の安定的な供給については、医薬産業振興・医療情報企画課にも情報共有しながら対応していきたい」との回答を受けていた。その後、千葉県保険医協会と全国保険医団体連合会も改善を要求。その結果として、今回の事務連絡が通知されたものである。

また、解熱鎮痛剤を含む医療上必要不可欠な安定確保医薬品などに対しては、供給不足に対応するため、増産に必要な施設整備費などへ緊急的な補助を行うといった対応を要するとしている。しかし、状況の改善には、まだ時間を要する見込みであることから、歯科用医薬品卸売販売業者や歯科診療所にも適切な量の供給に協力を求めている。

今回の通知により、今後、歯科薬剤の安定供給が確実に実行されるよう期待したい。協会は引き続き、状況を注視し、対処していく。

その結果、「移行できない理由」を記載する際は、その具体的な理由を付け加えて記載することが付記された。例えば、「患者減少のため、今後の費用負担など経営上の理由で導入困難」や「高齢のためセキュリティ上の不安から導入困難」などがあげられる。「レセプト枚数が極端に少ない」や「1年後に廃院を検討中」「高齢のため一人に対応している」など、さらに具体的な理由がある場合は「備考欄」に記入す

また、猶予届出書の更新期日は2025年9月末までである。様式には、移行の目安時期の記載が必要となる。移行計画は「イ、来年度3月末までの時期」または「ウ、来年度9月末までの時期」のどちらかを選択することになるが、残りの期間を鑑みると、「ウ」の選択が現実的である(※猶予届出書は2024年内に提出したものであるため、来年度2025年1月を指す)。

猶予届出書が返戻されている、または再提出したものの、さらに返戻された場合は、協会までご相談いただきたい。  
▼1年ごとの更新制  
なお、猶予届出は1年ごとの更新制である。猶予届出書の移行計画時期までにオンライン請求を行うことができる体制の整備ができないとしても、責任を問われるものではなく、移行計画で選択した猶予期日まで改めて届出することで更新が可能となる。

### 保回連24〜25年度第2回代議員会 協会の「会員の意識と実態調査」を推奨

(1面から続く)第2回代議員会では、全国の協会・医会から代議員や事務局らが参加し、当協会からは坪田有史会長のほか、加藤開、早坂美都、本橋昌宏の各副会長が代議員として出席した。議事では、会務報告、2025年度予算、決議などが審議され承認された。討論では、全国から発言15本が寄せられ、当協会は7本を発言した。健康保険証の存続を求める取り組みとして、機関紙やポスターなど、さまざま媒体を通じて、会員や患者、メディアに情報を発信し、運動の展開を目指すとともに、資格確認書を申請不要で継続的に発行していくことを求めるなどの運動方針を提起した。その上で坪田代議員は、資格確認の方法が複雑化し、対応に困惑する医療機関が多いことから「こ

このほか、フロア発言では早坂代議員が現状の組織体制について、保回連代議員や各協会の女性役員構成比率が低いことを指摘するなど、活発な議論が行われた。

## 生産性向上・職場環境改善を目指す 一診療所当たり18万円を給付へ

昨年12月5日に開催された社会保障審議会医療保険部会で、2024年度補正予算に「医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援」が盛り込まれた。  
▼ベースアップ評価料の届出が条件  
これは、ベースアップ評価料の届出をしている一歯科医療機関あたり経費相当分の給付金として18万円を支給するものだ。具体的な申請方法や申請期限は、今後示される予定。詳細がわかり次第、デンタルブックメールニュースなどで知らせる。  
なお、本年1月から、ベースアップ評価料(Ⅰ)専用届出様式が簡素化されている。概要は以下の通り。

- 【対象施設】
  - ・生産性の向上に資する設備導入等の取り組みを進める医療機関等(ベースアップ評価料届出医療機関に限る)
- 【交付額】
  - ・18万円/施設
  - 【生産性向上に向けた取り組みのイメージ】
    - ・ICT機器の導入による業務の効率化
    - ・タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入↓職員間の情報伝達の効率化(チーム医療の推進)
    - ・床ふきロボット、監視カメラ等の導入↓清掃業務院内監視業務等の効率化
    - ・タスクシフト/シェアによる業務の効率化
- 【施策のスキームなど】
  - Ⅰ 医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
  - Ⅱ 国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に交付
  - Ⅲ 医療機関は速やかに都道府県に実績報告
  - Ⅳ 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知



ここからの窓口対応きほんのマニュアル

### お忘れなく!

## 東京都の緊急対策支援金 交付申請期限は2月10日

東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金の申し込みが、1月27日で終了しました。申し込まれた方には東京都より順次、必要事項が記載された「実績報告書」が電子メールで送付されます(郵送で申し込んだ場合は郵便で届く)。こちらも内容を確認し「Grants」または書面での提出が必要です。書面提出の場合は、押印の上、郵送してください(4月4日当日消印有効)。

無料相談  
トラブル対策は早めの対応がポイント  
法律相談  
協会の顧問弁護士が回答いたします。  
(相続、賃貸契約のトラブルなど何でもご相談ください)  
※2月の税務相談は、2024年分確定申告個別相談会開催のためお休みです。  
日時: 2月20日(木) 午後2時~5時  
定員: 3名(相談時間は1人1時間以内)  
場所: 東京歯科保険医協会 会議室  
要予約: 03-3205-2999(担当: 経営管理部)  
※予約は、受付順とさせていただきます。

### 訃報



協会元理事の横山靖弘(よこやま やすひろ)氏が、2025年1月6日、逝去された。61歳。63年3月14日生まれ、日本大学歯学部卒。  
通夜は1月16日、告別式は翌17日に千葉県市川市内で執り行われた。



# 2024年度 会員の意識と実態調査

## 実施方法

- (1) 調査対象 東京歯科保険医協会会員 (賛助会員除く) 6,014人  
※2024年9月30日時点
- (2) 調査地区 東京23区・26市・5町・8村の計62地区
- (3) 調査方法 調査方法は郵送で調査票を配布し、郵送による返信
- (4) 調査期間 2024年10月1日～10月31日

## 目的

実態調査は5年に一度、会員の経営実態の把握と意識を明らかにし、協会活動の基礎資料とすることを目的として協会が実施。

## 実施方法

有効回答数 1,658件 回収率 27.57%  
※前回調査 (2019年7～8月) 有効回答数1,002件 回収率17.3%

注) 数値については小数点第2位以下を非表示にしており、合計しても100%にならない場合があります。

## 1 年代

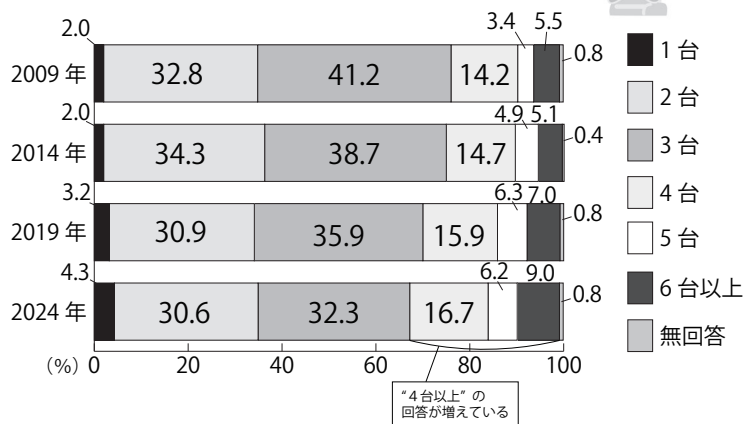
今回の回答者を年代別に見ると、2019年と比較して「30歳代」(5.4%)は3.3ポイント、「40歳代」(20.2%)は10.7ポイント、「50歳代」(30.7%)は1.2ポイント減少した。その一方で、「60歳代」(30.8%)は9.1ポイント、「70歳代以上」(12.4%)は6.7ポイント増加した。

## 2 ユニット台数と地域差

ユニットの台数(図1)は、「4台」「5台」「6台以上」を合わせると、23.1%(09年)、24.7%(14年)、29.2%(19年)、31.9%(24年)と、調査の度に増加している。「6台以上」と回答している人の地域を調べると「多摩地区」(13.1%)、「城東地区」(10.2%)、「城北地区」(9.7%)が多かった。

また、常勤歯科医師数を見ると、「5人以上」と回答した割合が「多摩地区」(7.9%)、「城東地区」(7.4%)、「城北地区」(5.6%)で多く、1カ月あたりの総点数についても「50万点以上」との回答した割合が「多摩地区」(21.7%)、「城東地区」(15.6%)、「城北地区」(19.0%)で高くなっていた。

図1 診療所のユニット台数について



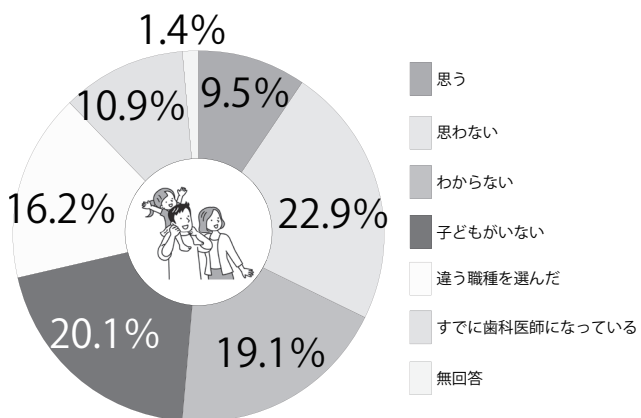
## 3 展望、子どもの将来

歯科医療の将来展望については、19年より「明るい」(26.8%)は9.4ポイント増加したが、同様に「暗い」(46.7%)も7.8ポイント増加した。なお、「明るい」という回答は、09年から調査を行うごとに増加している。

また、子どもを将来歯科医師にしようと思うかについて(図2)は、「思う」(9.5%)よりも「思わない」(22.9%)が多かった。

さらに、年代別で見ると、子どもを歯科医師にしたいと「思う」と回答したのは40歳代(15.5%)が最も多く、60歳代(4.7%)が最も少なかった。

図2 子どもを将来、歯科医師にしようと思うか



## 4 診療報酬改定の評価

診療報酬改定の評価(図3)は、19年と比較して満足しているとの回答(「大いに満足」「満足」の合計)は7.1ポイント減少した。同じく不満との回答(「大いに不満」「不満」の合計)も23.6ポイント減少した。

満足しているとの回答(3.5%)は09年以降では今回が最も少ない。一方で「どちらでもない」(41.5%)は09年以降では最も多く、診療報酬改定が複雑で難解な内容であったことにより、評価できないとの回答が多くなったと考えられる。

年代別(図4)で見ると、診療報酬改定の評価について20～30歳代を中心に「どちらでもない」という回答が多くを占めているが、全年代で評価について「大いに満足」「満足」はわずかで、それよりも「大いに不満」「不満」の割合が多かった。

また、不満と回答した理由を年代別に見ると、「算定しても割に合わない」「内容が複雑すぎる」「収入が増える気がしない」が理由の上位に挙がっており、特に「内容が複雑すぎる」は全年代で高い数値を示した。

図3 診療報酬改定の評価

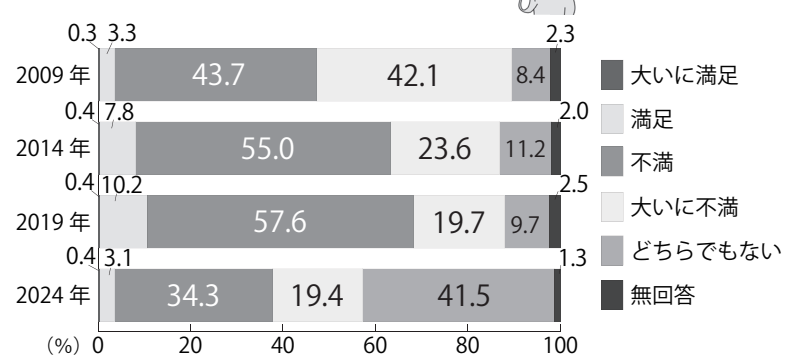
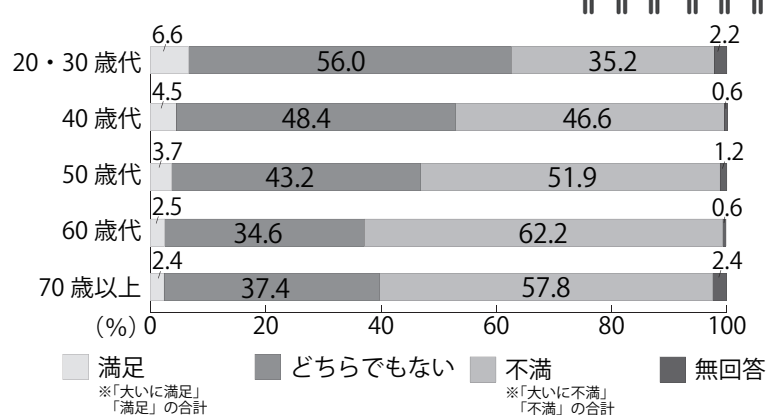


図4 診療報酬改定の評価(年代別)



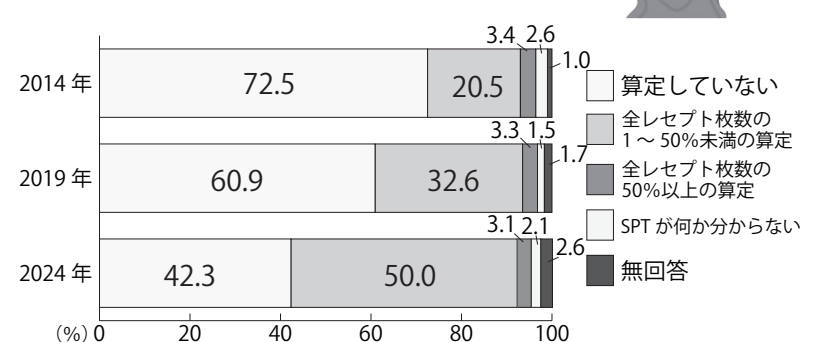
## 5 歯周病安定期治療(SPT)

歯周病安定期治療(SPT)を算定しているか否かについて(図5)は、19年と比べて「全レセプト枚数の1～50%未満」(50.0%)は17.4ポイント、「SPTが何か分からない」(2.1%)は0.6ポイント増加した。一方で、「算定していない」(42.3%)は18.6ポイント減少した。

特に「算定していない」(42.3%)は14年以降で最も少なく、算定しているとの回答(「1～50%未満」「50%以上の算定」の合計)は14年以降では最も多かった。算定要件の緩和などにより、算定する医療機関が増加していることが明らかになった。

また、年代別に見ると、50歳代・60歳代・70歳以上は「算定していない」との回答が多い。20歳代・30歳代・40歳代はSPTの算定が多かった。

図5 歯周病安定期治療(SPT)について





**経営・税務相談Q & A No.425**

減価償却には特例があり、一定の要件を満たすと適用できます。今回は、「一括償却資産」「少額減価償却資産」「中小企業投資促進税制」をご紹介します。その内容と活用をする上での注意点について解説します。

減価償却とは、取得価額が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の固定資産を減価償却資産として経理処理を行い、定められた期間で必要経費として配分することをいいます。固定資産を取得した場合、取得価額によっては通常と異なる特殊な経理処理をすることが認められています。どの経理処理を選択するかによって税額に影響が出るため、それぞれの経理処理の特徴を理解することが必要です(※本Q&Aでは消費税については税込経理を前提とします)。

**一括償却資産**

取得価額が消費税込み10万円以上20万円未満の減価償却資産は、その取得価額または、複数の減価償却資産がある時は、その合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この経理処理は、青色申告者や白色申告者を問わずに適用できます。なお、一括償却資産として処理すると地方税である償却資産税は課税されません。

<一括償却資産の計算例>

【例】10月15日に180,000円(消費税込)のパソコンを1台購入したので一括償却資産として経理処理した。  
 →180,000円 × 1 / 3 = 60,000円

**利用していますか？減価償却の特例  
～開業医のための“確定申告”の基本～**

**【仕訳例】**

取引日	借方	金額	貸方	金額
X1年10月15日	一括償却資産	180,000	普通預金	180,000
X1年12月31日	減価償却費	60,000	一括償却資産	60,000
X2年12月31日	減価償却費	60,000	一括償却資産	60,000
X3年12月31日	減価償却費	60,000	一括償却資産	60,000

**少額減価償却資産**

青色申告の特例です。2026年3月31日までの間に取得したもので、その取得価額が30万円未満(消費税込)であり、少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円(消費税込)に達するまでは、その業務の用に供した年分の必要経費に算入することができます。

<少額減価償却資産の計算例>

【例】10月15日に220,000円(消費税込)のパソコンを15台購入し、少額減価償却資産として経理処理した。なお、上限を超える分は固定資産として処理している。耐用年数は4年、定額法で減価償却を行う。  
 →220,000円 × 13台 = 2,860,000円(少額減価償却資産※確定申告書に「措法28条の2」と記載)  
 220,000円 × 2台 = 440,000円(備品)  
 440,000円 × 0.25 × 3 / 12カ月 = 27,500円(当年の減価償却費)  
 年間300万円の限度額を超えてしまうため、13台分しか少額減価償却資産として経理処理できません。上限を超えてしまった残りの2台は、通常の固定資産として減価償却を行います。

**【仕訳例】**

取引日	借方	金額	貸方	金額
X1年10月15日	固定資産(備品)	2,860,000	普通預金	2,860,000
X1年10月15日	減価償却費	2,860,000	固定資産(備品)	2,860,000
X1年10月15日	固定資産(備品)	440,000	普通預金	440,000
X2年12月31日	減価償却費	27,500	固定資産(備品)	27,500

**中小企業投資促進税制**

中小企業投資促進税制とは、中小企業者などの生産性を向上させるために、積極的な設備投資を行うための制度です。青色申告者で2025年3月31日までの期間内に、特定の機器などを取得した場合には、取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の特別控除(20%が上限、限度超過額は1年繰越可)との選択適用を行うことができます。歯科医療機関では、電子カルテソフトや給与ソフトなど、一定のソフトウェアが利用できます。1つのソフトウェアの取得価額70万円以上、またはその年におけるソフトウェアの取得価額の合計70万円以上で活用できる制度です。

なお、この制度を適用するためには、確定申告書などにその明細書を添付しなければなりません。

**2024年分確定申告のポイント**

税理士法人税制経営研究所

2月17日から2024年分所得税確定申告の受付が始まります。今回の申告で注意すべき所得税改正点および留意点のうち、主なものは次の通りです(詳細は下記で案内している「保険医の経営と税務(2025年版)」をご参照ください)。

**(1) 定額減税**

24年分の所得税については、その年分の合計所得金額が1,805万円以下の場合、確定申告の際に所得税の額から定額減税額が控除されます。控除額は次の金額の合計額です。

- ・本人分3万円
- ・同一生計配偶者または扶養親族一人につき3万円

確定申告書第一表「令和6年分特別税額控除」欄に人数と定額減税額の金額を記入の上、配偶者や扶養親族について定額減税を適用する場合には、第二表「配偶者や親族に関する事項」の「その他」欄に「2」と記入してください。

**(2) 電子帳簿保存法**

領収書・請求書などをメールやEDI(電子データ交換/Electronic Data Interchange)、クラウドなどの電子データで受領した場合には、「電子取引」に該当し、24年1月1日以降、そのデータを電子保存することが必要となりました(紙に出力しての保存は不可)。なお、「電子帳簿」「スキャナ保存」については、これまで通り書面での保存が原則で、電子保存については任意です。

**(3) 申告書控えの収受印押なつ廃止**

25年1月1日以降、税務署に確定申告書などを書面により提出した場合には、申告書の控えに収受日付印の押なつが行われなくなりました。郵送により申告書を提出する際は、提出用のみを送付し、控えについてはご自身で提出年月日の記録・管理をしてください。

**(4) 少額減価償却資産の必要経費算入制度の延長**

青色申告書を提出している事業者は、購入金額が1台につき30万円未満の資産を取得した場合、全額が必要経費となる制度(年間合計300万円まで)の適用期限が2年間延長され、26年3月31日まで適用されることとなりました。

**(5) 国等から助成金等が支給された場合の取扱い**

① 非課税となるもの ・2024年度新たに住民税非課税世帯等となる世帯への給付金 ・定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)	② 事業所得の雑収入となるもの(消費税は対象外) ・新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に関する利子補給金 ・東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金等、自治体による物価高騰対策補助金等 ・マイナ保険証の利用人数の増加量に応じた一時金 ・オンライン資格確認等の導入に必要な資格確認端末の購入等に係る補助金
---	---

※収入計上時期は支給決定時です。ただし、経費を補填するために交付を受ける助成金などについては、その支出が発生した年分の収入とされます。また、補助金等により固定資産を取得した場合には、国庫補助金等の総収入金額不算入制度(いわゆる圧縮記帳)を適用することにより課税の繰り延べをすることができます。

**(6) その他の留意点**

**① 金属売却収入**

歯科金属や金歯・撤去冠などの歯科スクラップを金属業者へ売却した場合、忘れないよう雑収入に計上してください。

**② 賃上げ税制**

青色申告書を提出している事業者が一定の条件を満たした上で、前年より給与などの支給額を1.5%以上増加させた場合、給与など増加額の15%から最大40%を所得税額から控除することができます。ただし、税額控除額は、所得税額の20%が上限となります。

**③ 103万円の壁について**

25年から、いわゆる103万円の壁が123万円となり、課税最低限が引き上げられる予定です。なお、25年1月からの給与所得の源泉徴収税額表の変更はなく、年末調整で所定の調整が行われる見込みです。

なお、協会では、「定額減税 押さえておきたい確定申告のポイント～そして賃上げ促進税制～」をテーマとして開催した経営管理研究会(昨年11月28日開催)をオンデマンド配信しています。デンタルブックの協会制作動画コーナーよりぜひご覧ください。



デンタルブック  
ログインはこちら



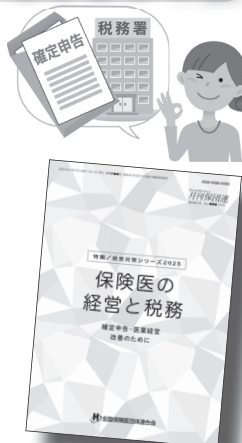
**書籍 保険医の経営と税務 2025年版**

会員は1冊無料!  
2025年度最新の  
税務対応版を発行!



申し込みフォーム

確定申告はもちろん、日々悩みがちな会計処理、スタッフの税務、開院・承継・閉院の手続きなど、医院経営に関わる要点が1冊にまとまっています。書籍をご希望の方は、QRを読み込み、必要事項とアンケートをご入力の上、お申込みください。※会員に1冊無料でお送りします。2冊目以降は、有料(1冊1,500円)での販売となります。※書籍の発送は、お申し込み後1週間程度です。予めご了承ください。



**2024年分確定申告個別相談会**

協会では毎年2月の第3木曜日に協会顧問税理士による確定申告個別相談会を開催しています。「確定申告の提出前に、最終確認をしてもらいたい」「会計処理で、不明点がある」「措置法26条を活用したい」「賃上げ促進税制を活用したい」など、確定申告に関するご相談を、顧問税理士が1対1で対応します。お気軽にご予約ください。

日時 2月20日(木)午後1時～5時のうち1時間(先着順)  
会場 東京歯科保険医協会会議室(新宿区高田馬場1-29-8いちご高田馬場ビル6F)  
交通 JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅(戸山口)」より徒歩2分、東京メトロ東西線「高田馬場駅(5番出口)」より徒歩4分  
講師 協会顧問税理士  
定員 8名(各回2名×4枠)  
参加費 2,000円  
予約 参加をご希望の方は、お電話にてお問い合わせください。  
担当 経営管理部 ☎03-3205-2999





# 期中の診療報酬改定

期中に診療報酬改定があると聞きましたが?

昨年12月25日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、「中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定について」が議題として提出されました。議題の一つに「歯科衛生士や歯科技工士のタスクシフト、手間の評価の見直し」が含まれていました(1面参照)。新規技術や材料が、年に4回ある期中のタイムミン

グ(3・6・9・12月)で保険適用されたこと(いわゆる「期中取載」)は、過去に何度も経験してきましたが、今回、歯科で「期中改定」が行われたことは驚きました。今までは1989年に消費税(3%)の導入に伴う改定をはじめ、5%に増税された97年、10%に増税された19年、そして健康保険法等改正に伴う94年に「期中改定」が行われています。当然ですが、財源がなければ「期中改定」は不可能ですから、何らかの理由で財源の確保ができたというところなのでしょう。

期中改定の中心は?

歯科衛生士実地指導料(実地指)の口腔機能指導加算(口指導)が10点から2点増点の12点、歯科技工士連携加算1(歯技連1)が50点から10点増点の60点、歯

機能に関する指導を行った場合に加算します。口腔機能不全症の患者には正常な口腔機能の獲得を目的とした実地指導を、口腔機能低下症の患者には口腔機能の回復、または維持・向上を目的とした実地指導を行うことが求められます。

なか、歯科口腔リハビリテーション料3(歯リハ3)・月2回1口腔につき50点を算定した同日には、その指導内容が歯リハ3で行った指導や訓練と重複した場合、口指導は算定できないので注意が必要です。したがって、歯リハ3と口指導で行った指導内容はカルテ記載が必要です(保団連発行「歯科保険診療の研究2024年6月版」32、33、120ページ参照)。

口指導は、口腔機能発達不全症、または口腔機能低下症と診断した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が実地指(月1回80点)とあわせて口腔

## 表 歯科技工士連携加算1および2の施設基準

歯技連1・2 共通	保険医療機関内に歯科技工士を配置していることまたは他の歯科技工所との連携が図られていること。
歯技連2のみ	保険医療機関内の歯科技工士または他の歯科技工所との情報通信機器を用いた連携にあたって、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。

## 解説 診療報酬の「中間年改定」「期中取載」とは?

【中間年改定】  
→ 中間年改定とは、2年に一度行われる薬価改定の間の年に、価格乖離の大きい薬価品目に対して行われる改定。

【期中取載】  
→ 2年に一度の診療報酬改定に関わらず、医療機器を対象にした保険取載。適用時期は3、6、9、12月。例) 2023年12月にPEEK冠が取載された。

## 歯科技工士連携加算1、2とは?

歯科技工士連携加算(歯技連1)を算定するには、施設基準(表)を満たし、地方厚生局長へ届出を行う必要があります。

◎歯技連1  
・レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠の製作において、前歯の印象採得時に、歯科医師と歯科技工士がともに対面で色調採得および口腔内の確認などを行った場合に、印象採得料に加算します。

・6歯以上のブリッジの咬合採得時に、歯科医師と歯科技工士がともに対面で咬合関係の確認や口腔内の確認などを行った場合に、咬合採得料に加算します。

・有床義歯の場合、9歯以上の部分床義歯または総義歯の製作時に、咬合採得または仮床試適の際に、歯科医師と歯科技工士がともに対面で、咬合採得時には咬合関係の確認など、仮床試適時には人工歯の排列位置などを確認した場合に、歯技連1を咬合採得料または仮床試適料に算定します。

※歯技連1の算定は1口腔単位で、算定は1回のみです。

◎歯技連2  
・歯技連1と同じ条件に加え、歯科医師と歯科

◆健康保険証の発行終了から1カ月が経過しました。患者さんの反応などについて教えてください。

・マイナ保険証を初めて使う方が多くなりまし

## 通信員便り No.147

◆「少しいマイナ保険証が増えたかな」という程度です。とは言え、もし当院でほとんどの患者さんがマイナ保険証を使うようになった場合、大わらわらになってしまいます。

◆「先生!」頑張ったね!と、私を誉めてください!と言われたので、大いに喜びました。

◆「昨年、印象に残った患者さんとのエピソードを教えてください。」訪問診療先の患者さんが年を越せずに亡くなってしまったこと。

◆「統合失調症で、口腔底がらんの方が、専門病院に行くのを拒んでいたが、やっと通院する気になって、手術をしてください。」と、「先生!」頑張ったね!と、私を誉めてください!と言われたので、大いに喜びました。

◆「印象に残った衝撃的なこととは孤独死、腐乱状態での診察券を手掛かりに、警察から腐乱した口腔内写真や死後のパノラマX線を持参され、本人かどうかの意見を求められたこと。夏に数件ありました。一人の方は通院中で予約日にはほお忘れることがなく来院されていたがその時は来院されず、ちよっと様子をみようとしていた時でした。」

◆「機関紙の企画」2月1日号の企画案を確認。【組織の現勢】1月1日付け会員数637名(入会14名、退会13名)。

◆「タフ、コタツでうたた寝して、起きたら歯が抜けてしまった」と慌てて来院された患者さん。大切そうに持って来たティッシュを開けてみたら、ピンナツだった。

◆「印象に残った衝撃的なこととは孤独死、腐乱状態での診察券を手掛かりに、警察から腐乱した口腔内写真や死後のパノラマX線を持参され、本人かどうかの意見を求められたこと。夏に数件ありました。一人の方は通院中で予約日にはほお忘れることがなく来院されていたがその時は来院されず、ちよっと様子をみようとしていた時でした。」

◆「機関紙1月号について、通信員50名の便りの中から抜粋して紹介しています。」

## 理事会だより

2024年度 第14回 理事会

◆第14回理事会  
1月9日(木)、午後7時00分〜8時45分。会長、副会長4名、理事15名、監事2名、事務局11名の出席。報告を確認。

- 24 金 第1回就業規則改定委員会
- 25 土 休保審査会(全国)
- 29 水 第8回組織部会、第1回「保険でよい歯を」東京連絡世話人会
- 30 木 第5回施設基準のための講習会(口管強の追加研修)

## 共済部だより

【確定申告に向けた注意】共済制度の課税関係は、左記の通りです。各共済制度で生命保険料控除の適用が異なりますのでご確認ください。ご不明点などは協会共済部までご連絡ください。

### I. 保険医年金

◆掛金 旧生命保険料控除の対象です。また、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

◆解約一時金 掛金負担者が受け取った場合、利息相当分が「一時所得」となります。利息相当分と、その年の他の一時所得の対象を合算した合計が50万円以内の場合には非課税ですが、50万円を超える場合は50万円を差し引いた残りの2分の1の金額が課税対象となります。

◆年金受給 1年間に受給した年金のうち利息に相当する金額が「雑所得」となり、他の所得と合算で課税対象となります。保険医年金だけの雑所得が年間25万円を超える場合は10%の源泉徴収された金額で入金されていますので、昨年11月のお支払い通知をご確認ください。

### II. 保険医休業保障共済保険

◆拠出金 税法上の生命保険契約には当たらないため、生命保険料控除の対象外です。

◆給付金 傷病休業給付金、入院給付金、長期療養給付金、高度障害給付金(高度障害時の脱退給付金含む)は、加入者本人が受け取った場合、所得税は課税されませんが、弔慰給付金(死亡時の脱退給付金含む)、脱退給付金は、一時所得となります。

※弔慰給付金は所定の受取人の一時所得です。

### III. グループ生命保険

◆掛金 新生命保険料控除の対象です。

◆第2休業保障制度(団体所得保障)

◆掛金 新生命保険料控除の対象です。

◆給付金 所得税は課税されません。

### IV. 生命保険料控除証明書について

◆【生命保険料控除証明書について】保険医年金は昨年10月下旬にご加入者に郵送しました。第2休業保障制度は昨年10月上旬にご加入者に郵送しました。グループ生命保険は昨年11月下旬にご希望されたご加入者に郵送しました。新たに生命保険料控除証明書が必要な方は協会までご連絡ください。

◆【保険医年金初回掛金未納の方へ】昨秋に保険医年金に新規加入・増口をされた方で、昨年12月25日の初回引落しできていない先生は、至急、お振り込みください。入金がない場合は、加入不成立となります。

※新規加入・増口の加入者証送は2月上旬予定です。



# 研究会・行事ご案内

- \*1 東京歯科保険医協会:新宿区高田馬場1-29-8 いちご高田馬場ビル6階  
交通 JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅」(戸山口)より徒歩3分  
東京メトロ東西線「高田馬場駅」(3番出口)より徒歩5分
- \*2 ワイム貸会議室高田馬場:新宿区高田馬場1-29-9 TDビル(交通は上記\*1)と同じ
- \*3 Web開催・配信はZoomウェビナーを使用します。
- \*4 東京歯科保険医協会:新宿区西新宿3丁目2番地7号 KDX新宿ビル4階  
交通 「新宿駅」(南口)より徒歩9分、都営新宿線「新宿駅」6番出口より徒歩4分

## 施設基準のための講習会

### 第6回施設基準のための講習会

#### 根管強の追加研修を希望する方向け

5月末までに  
受講必須

(対象施設基準:根管強)

改定前に「か強診」を届け出ている医療機関は経過措置として2025年5月末まで「根管強」の要件を満たしているものとみなされます。  
2025年6月1日以降も引き続き「根管強」に関する点数を算定する場合は、本講習会の研修を受講の上、施設基準の他の要件も満たした上で2025年5月末までに、改めて施設基準の届出を行う必要があります。

#### 【詳細】

日時 2月19日(水) 午後1時~2時10分  
講師 繁田 雅弘氏(東京慈恵会医科大学精神医学講座 名誉教授)  
馬場 安彦氏(東京歯科保険医協会 副会長)  
会場 Web開催(\*3)  
定員 500名  
対象 会員  
参加費 1,000円  
修了証 講演後の確認テストで合格した方に発行し、メールでお送りします。  
予約 右のQRからご予約ください。



デンタルブックからお申し込みください

### 第7回施設基準のための講習会

#### 歯初診・外安全1・外感染2・根管強・歯援診の施設基準を新たに届け出る方向け

この講習会は5種類(または3種類)の施設基準に必要な研修を1日で受講できる講習会です。  
医療法で定められている年2回の医療安全講習会にも対応しています。  
(対象施設基準:歯初診、外安全1、外感染2、根管強、歯援診)

#### 【詳細】

日時 3月16日(日)  
①のコース 歯初診、外安全1、外感染2、根管強、歯援診...午後1時~6時30分  
②のコース 歯初診、外安全1、外感染2 ...午後4時~6時30分  
講師 繁田 雅弘氏(東京慈恵会医科大学精神医学講座 名誉教授)  
坂下 英明氏(明海大学 名誉教授/朝日大学 客員教授/我孫子聖仁会病院 口腔外科センター長)  
馬場 安彦氏(東京歯科保険医協会 副会長)  
森元 主税氏(東京歯科保険医協会 理事)  
会場 ワイム貸会議室高田馬場3F(\*2)  
定員 100名  
対象 会員(新規に施設基準を届け出る医療機関)  
参加費 ①のコース 8,000円(修了証代込)  
②のコース 5,000円( " )  
予約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

### 第8回院内感染防止対策講習会

#### 歯初診の 新規届出・更新を希望する方向け

歯科診療報酬点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)、および歯科外来診療感染対策加算1(外感染1)の施設基準に対応した「院内感染防止対策講習会」を開催します。  
(対象施設基準:歯初診、外感染1)

#### 【詳細】

日時 3月13日(木) 午後1時~2時10分  
講師 濱崎 啓吾氏(東京歯科保険医協会 理事)  
会場 Web開催(\*3)  
定員 500名  
対象 会員  
参加費 1,000円  
修了証 講演後の確認テストで合格した方に発行し、デンタルブックからメールでお送りします。  
予約 右のQRからお申し込みください。



デンタルブックからお申し込みください



担当 社保・学術部

### 医療安全講習会

#### 「歯科医師と歯科衛生士とで学ぶ臨床歯科麻酔学」 -全身疾患やストレスによるリスクを回避する3つのポイント-

2019年は私が記憶するだけでもアナフィラキシーショック、低血圧症、血管迷走神経反射、過換気症候群を立て続けに経験する年となりました。それまで血管迷走神経反射は1例/年の経験があるかどうか、アナフィラキシーショックは過去10年間を通して1例も経験がなかったにもかかわらずです。偶発症や合併症は「いつ」「どんな時」に遭遇するか歯科麻酔科医でもわからないものです。そこで今回、患者さんに「安全で快適な歯科医療」を提供する上で大切なチェアサイドで考えるべき3つのポイントについてお伝えさせていただきます。



日時 2月27日(木) 午後7時~9時  
講師 雨宮 啓氏(藤沢歯科)  
会場 東京歯科保険医協会 会議室・Web(\*1、\*3参照)  
定員 会場20名・Web500名  
対象 会員・会員の医療機関に勤務のスタッフ  
参加費 無料  
予約 右のQRからお申し込みください。  
担当 経営管理部



予約フォーム

### 新規開業医講習会

#### — 新規個別指導を控えている先生、 改めて保険診療を学びたい先生へ —

新規個別指導は開業後、概ね半年~8カ月以内の医療機関が選定されています。指導対策は、通知が届く前の早い段階で準備を進めることが最も大切です。講習会では、年間100件を超える相談を基に、指導で指摘されやすい事項を含め、保険診療の基本的なルールやカルテ記載、請求方法、自費と保険の考え方を丁寧に解説します。

これから開業を検討しておられる先生や勤務医の先生、改めて保険のルールなどについて確認したいという先生にも、ぜひご参加いただきたい講習会です。

日時 3月30日(日) 正午~午後5時30分  
講師 協会講師団  
会場 ワイム貸会議室高田馬場(4F)(\*2)  
定員 50名  
対象 会員・未入会員  
参加費 会員13,000円、未入会員30,000円  
予約 右のQRからお申し込みください。  
担当 組織部



予約フォーム

### デンタルブックなら

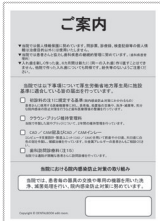
先生の「欲しい!」が  
きっと見つかります

会員は  
無料です!!



カルテ記載  
レセプト請求に  
関する情報が満載

保険医協会主催の  
研究会の動画を  
たくさん配信



院内掲示の  
ひな形を  
ダウンロード

新規ご登録は  
こちらから



デンタルブックは、保険診療を行うすべての歯科医師にとって必要不可欠な保険請求情報を、体系的に網羅した電子書籍サービスです。メールでの情報配信、症例の解説、各種動画配信などをご利用いただけます。



### 会員・ご家族・従業員の方が ご利用いただける "会員優待サービス"



- ・FUJIYAMAクラブの優待(富士急グループの施設優待)
- ・サンリオピューロランドの優待(入園料割引)
- ・フインズホテル(全国のフインズホテル優待割引)
- ・ワイム貸会議室の利用(会議室の料金割引)
- など

お申込みは右のQRから(協会ホームページ)





# ALS患者追う映画『杳かなる』

## 「これは当事者だけの問題でしようか…」

(副会長 早坂 美都)

映画「杳かなる」は、難病ALS(筋萎縮性側索硬化症)と診断された男女を追うドキュメンタリー映画。ALS患者の女性は生きた証の詩を綴る。そして同じALS患者で声を失った男性と出会い、追いつく。

「これは、当事者の私だけの問題なのではないか。当事者以外からすると、可哀想な人の話、というだけなのではようか…」



佐藤裕美さん



穴戸大裕さん

そんな主人公、佐藤裕美さんの言葉がとても印象的でした。先日、本紙12月号で紹介した東京歯科保険協会主催に、宮城県出身の穴戸大裕監督は、東日本大震災後、人と動物の行方を追うドキュメンタリー作品で映画監督としてデビュー。さらに、人工呼吸器をつけて生きる患者さんの映画「風は生きよ」という「道草」を製作。そして、2019年に

### 神田川 隈

患者さんの中には、転動やその他の事情で遠方に引っ越し人も時々見受けられます。そんな時に「当地で良

### 良い先生の定義とは?

山本 鐵雄 (副会長/大田区)

「先生がいたら紹介してほしい」と言われることが多い。これが困る。私は、大病院の医局に25年間在籍していたことから、全国各地に後輩や教え子も多い。今までの交友関係で人として信頼できる人間として信頼と治療技術に関する信頼はまったくの別物である。開業医においての治療はブラックボックスで、どんな治療を行っているのか知る由もない。したがって、安易に紹介できないと気付いたのが20年前だ。

気心の知れた同業者で人間的にも信頼できる友人がいる。性格も明るく細やかな配慮ができる、いわゆる「いいやつ」だ。彼が、あんな配慮ができる、いわゆる「いいやつ」だ。彼が、あんな配慮ができる、いわゆる「いいやつ」だ。彼が、あんな配慮ができる、いわゆる「いいやつ」だ。

### 協会「実調」最終報告に期待の声

1月17日に行われた第5回メディア懇談会(通算105回)で、健康保険証の新規発行終了の問題に触れた早坂副会長は「世の中に誤解が生じている」と強く指摘した。

昨年12月2日に健康保険証の新規発行が終了して以降、初めての開催となった今回は、発行終了後の患者対応などを議題に懇談を深めた。早坂氏は、「12月2日以降は健康保険証が使えない」という誤った認識をする患者が多いとし、「正しい情報を周知する必要がある」と訴えた。

参加者からの「マイナ保険証に一本化する」との質問に対して早坂氏は、「マイナ保険証に一本化されるといふのは大きな間違い。法令上は健康保険証が資格確認書に変わるといふのが正しい」と説明した。

加えて、オンライン資格確認の運用上の問題について、早坂氏や司会を務めた川本弘理事が自院の状況を伝えた。依然としてマイナ保険証の読み取り後に「黒丸(●)」が表示されることを報告すると、参加者から驚きの声が上がった。

また、診療報酬改定の話では、期中改定が決定した歯科技工士連携加算1・2について、参加者から「引き上げられた分の点数は、歯科技工士の収入となるのか」との質問があり、歯科技工士の就労環境を懸念する様子がうかがえた。

その他、「会員の意識と実態調査」の中間報告をもとに懇談。最終結果の公表に期待を寄せる声があがった。なお、この日はメディアから3社4名が参加した。



メディア懇談会の様子

### 第5回メディア懇談会

#### 『杳かなる』上映情報

「杳かなる」上映予定は以下の通り

- ①新宿K's cinema (新宿区新宿3-35-13 3F) 日時：2月8日(出)～28日(金)
- ②CINEMA Chupki TABATA (北区東田端2-8-4) 日時：3月16日(日)～30日(日)

▼詳細は公式ホームページからご確認ください。

## 現場で役に立つ“本作り”

を目指しています。

- 歯科医療事務 症例と解説** (B5判 2,750円(税込))
- カルテの手引き** (A5判 2,530円(税込))
- 歯科アシスタント MY BOOK** (A5判 1,650円(税込))

お求めは **アサカワ** TEL 108-0073 東京都港区三田3-4-6-801

### 歯科医師のための 医師賠償責任保険

三井住友海上・東京海上日動

### 歯科診療所におすすめ 事業活動総合保険 ビジネスキーパー

三井住友海上

### 歯科医師のための 第2休業保障 所得補償保険

三井住友海上

株式会社 **アサカワ** 保険事務所 TEL 03(3490)1751 FAX 03(3490)1780



ちょっとひと息 コマまんが。  
わたしの署名はどこへ？



# 都内歯科診療所 厳しい経営明らかに

## 会員医業収益の最頻値が医療経済実態調査を下回る 次世代のために求められる診療報酬引き上げ

協会が昨年10月に実施した「会員の意識と実態調査」(以下、会員調査/速報は1・3面を参照)の結果、会員の多くを占める個人立の歯科診療所における医業収益の最頻値は、保険・自費ともに、厚生労働省が2023年5月に実施した「第24回医療経済実態調査」(以下、実調)の結果を下回っており、東京の歯科診療所の経営は厳しい状況であることが明らかになった。また、将来を担う若手歯科医師のために必要なことについては、約80%が「診療報酬の引き上げ」であると回答している。

今後、次期診療報酬改定の議論が行われ、年末には改定率が決定される見通しだが、技術料を中心とした大幅な診療報酬の引き上げが求められる。

### 東京は保険も自費も 医業収益が低い

会員調査には、1,658件(回答率27.6%)の回答が寄せられたが、うち79.8%は個人立の歯科診療所であった。

個人立の歯科診療所における保険診療の年間売上は、図1の通りで、その最頻値は1,800万円~2,400万円(15.1%)であった。実調によると、22年度の保険診療収益の最頻値は約2,522万円と報告されている。調査時期が異なるため単純に比較できないが、

24年度の診療報酬改定がプラス改定であったにもかかわらず、実調よりも会員調査の最頻値の方が低かった。サンプルの違いはあるにしても、東京の歯科診療所の保険診療収益は全国的に見て低い状況にあると言えそうだ。

同様に、自費診療の年間売上の分布は図2の通りである。最頻値は100万円未満(22.7%)だが、実調では22年度の「その他診療収益」(自費診療収益など)の最頻値は約410万円となっている。会員調査の最頻値の方が低い傾向は変わらず、最頻値だけで見れば東京の自費診療収益も高いとは言えない。

このように、協会の会員調査は、明らかに東京の歯科診療所は経営が厳しいという現状を物語っている。

図1 保険診療の年間売上(個人立の歯科診療所)

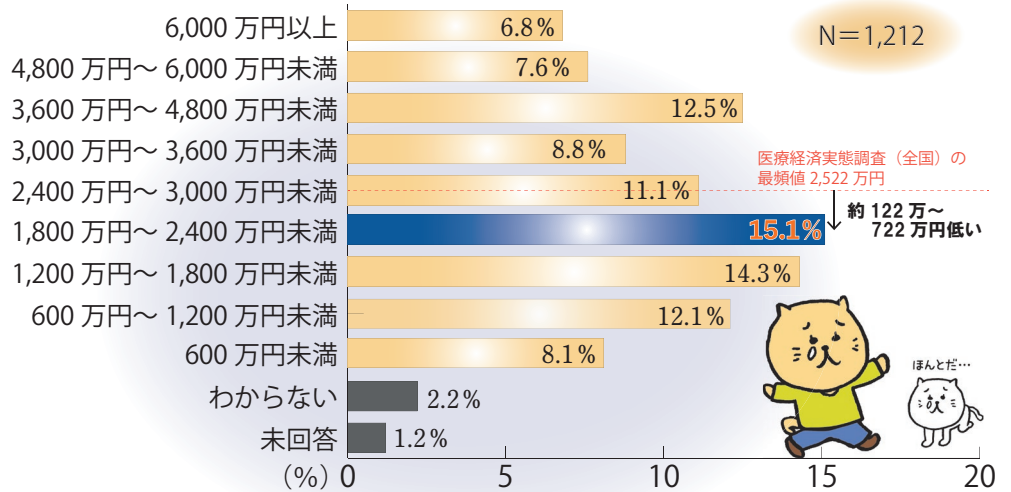
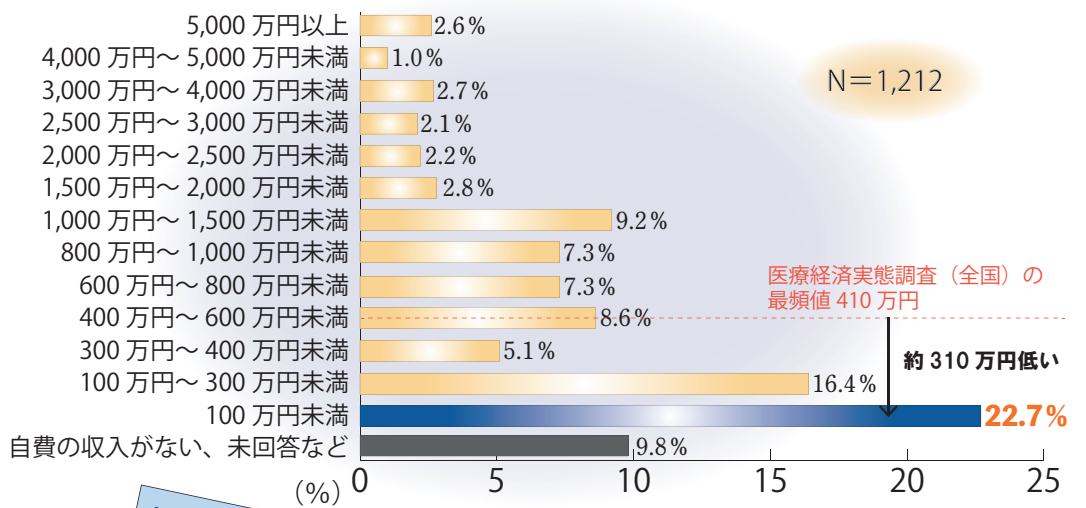


図2 自費診療の年間売上(個人立の歯科診療所)

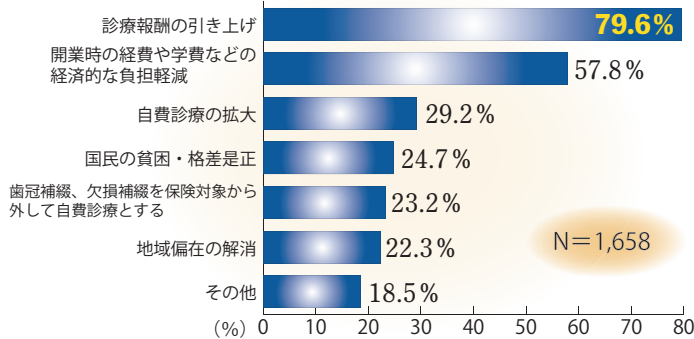


### 診療報酬引き上げ 次世代のためにも必要

協会の会員調査では、若い世代の歯科医師が魅力を感じる職にするために必要なことを聞いているが、個人・法人立などを含む回答結果は図3となった。

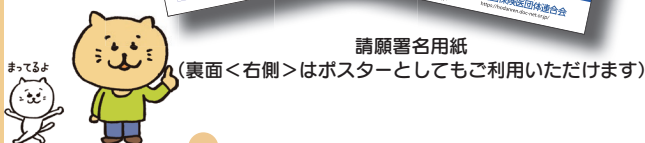
最も多かったのは、「診療報酬の引き上げ」(79.6%)で、「経済的な負担軽減」が続いた。さらに、「診療報酬改善で重視すべき内容」についての問いでは、最も多い回答は「保険診療だけで経営が成り立つ点数設定」(65.7%)であり、診療報酬の改善を求める声が一番大きい。

図3 若い世代の歯科医師が魅力を感じる職にするために必要と思うもの(3つまで回答)



### 総枠拡大の声を国会・行政へ 歯科署名にご協力を

署名用紙  
申し込み  
受付中



現状を解決するには、診療報酬の大幅な引き上げが必要である。さらに、不合理な算定要件の是正、治療が必要な患者が自己負担を気にせず歯科診療所に通院できる負担軽減策の実現も必要である。それらの実現には、現場の声を国会や行政に届ける必要がある。協会は、2月から「保険でより良い歯科医療の実現を」を求める請願署名(左図)を「月刊保団連」2月号と同封して会員にお届けする。ぜひ、協力をいただきたい。

また、署名用紙の追加、受付用の署名用紙回収箱を無料配布している。希望者は協会運動本部に電話(03-3205-2999)、または、左のQRからお申し込みいただきたい。